



現代は反啓蒙の時代か？：パターナリズムと自由をめぐって

吉岡, 千浩

(Citation)

愛知 : φιλοσοφία, 26:99-111

(Issue Date)

2014-11-28

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCDOI)

<https://doi.org/10.24546/81010330>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010330>



現代は反啓蒙の時代か？

——パターナリズムと自由をめぐって

吉岡 千浩

序論

人間の行動に関する経験的・実証的な研究によれば、人間の合理性は様々な仕方で制限されており、自らの選択が必ずしも自らの望む帰結をもたらさないということがしばしば生じうる。行動科学における諸研究が示しているのは、非合理な選択の原因が単に選択に際して必要な知識が欠如しているからというだけではなく、十分な知識を有していたとしても、人間の認知そのものに由来する問題やセルフ・コントロールの失敗などからも、自らによって自らにとて望ましくない選択が行われてしまうということである⁽¹⁾。ここにおいて、侵されるべきでない権利とされる「(選択の)自由」の地位が、人間の非合理性あるいは限定的な合理性という観点から、改めて問い合わせられることになる。というのは、自らにとて望ましい選択を当人が行えないのであれば、何らかの仕方で選択に介入するというパターナリズムが現実的な選択肢として浮上してくることになるからである。そして、このようなパターナリズムは単なる学問上の問題に留まらず、現実の政策や制度設計に既に反映されつつある⁽²⁾。

このような状況や研究の動向は、カントの啓蒙の理念とは真っ向から対立するかのように見える。カントは「啓蒙とは何か」において、啓蒙を「自ら招いた未成年状態から抜け出ること」(8, 35)⁽³⁾として説明している。そして、「未成年状態とは、他人の指導なしには自分の悟性を用いる能力がないことである」(ibid.)。つまり、啓蒙とは他人の指導なしに自分の悟性(理性)を用いること、あるいは「常に自分で考えるという格率」(8, 146Anm.)に基づくことである。この点のみを取り上げれば、確かに、カントの啓蒙とパターナリズムは相反しており、現代とは「啓蒙された時代 aufgeklärtes Zeitalter」であるどころか、「啓蒙の時代 Zeitalter der Aufklärung」でさえなく、近代以前へと後退する、反啓蒙の時代であるかのように見える。しかし、はたしてそうだろう

か。リバタリアン・パターナリズムを筆頭とする、近年のパターナリズムへの関心の高まりは、人間の理性的な能力の限界を見据えたうえでのことであり、その意味では、現代はすぐれて「啓蒙的」だと言うこともできよう。

本稿の目的は、ある程度のパターナリズムが不可避であり、かつ有用であるという議論を受け入れ、近年のパターナリズムとその擁護論を、個人の自由を脅かすものとしてではなく、現実の人間の自由に関する啓蒙として意味づけることにある。この目的を遂行するにあたって、次の手続きを踏む。まず、カントの啓蒙論において、「自ら考えること」が何について論じられているのか、その範囲をカント哲学における「常識」の取り扱いに注目して検討する。次に、現代におけるパターナリズムがいかなるものとして理解できるかを論じる。その際、選択の正当性と合理性とを分けることで、「自ら考えること」とパターナリズムが両立可能であることを示す。最後に、パターナリズムとその擁護がいかなる意味で「現代における啓蒙」と呼びうるのかを、フーコーによるカントの啓蒙解釈を参照しつつ検討する。ここでは、「批判」という作業に関してフーコーが区別した二つの方法のうち、「変わらないもの」ではなく「変わりうるもの」を取り出し、それを乗り越えていく営みとしての批判を「現代におけるもう一つの啓蒙」として捉え、パターナリズムとその擁護論をそこに位置づける。

1. 「自ら考えること」とパターナリズム

1-1. 「自ら考えること」——カントの啓蒙論

啓蒙は取り上げる時代・地域・思想家などに応じて、様々な解釈が可能な概念である。とはいっても、その特徴を抽象的に述べるとすれば、それが従来の権威ではなく、理性（という権威）に訴えるものであったと言うことは許されるだろう。啓蒙思想を経て、科学や宗教、政治などといった諸分野における正当性の源泉は、理性へと求められることになったのである。

序論で既に触れたように、カントが啓蒙を「自ら考えること」として説明したこと、このことに合致する。それでは、カントはあらゆることについて啓蒙を主張したのだろうか。

カントは啓蒙を思考の内容からではなく、思考の仕方によって規定しているため、啓蒙は思考一般に関わるように思われる。言い換えれば、カントの啓蒙とは、他者によつて自己にもたらされるような性格のものではなく、まさに自らによってしか至る

ことができないものである。これは以下の引用に明確に示されている。

ところで人が啓蒙を知識のうえでの啓蒙だと思い込んでいるかぎり、そのようなものは啓蒙には含まれない。なぜならば啓蒙とはむしろ、認識能力の使用においては否定的な原則であり、知識に非常に恵まれている人ほど、時として知識の使用においてまったく啓蒙されていないからである。自分自身の理性を用いるということが意味している当のことは、人がどんなことを想定しようとも、想定する際の根拠とか想定から帰結する規則が、自分の理性使用の普遍的原則として十分に可能だと自分でわかっているかどうかを自分自身に問うということである。誰しもがこのような吟味を自分自身に試みることができる。(8, 146Amm.)

上記の引用から、カントは啓蒙に関して、人々の有する能力が平等であると考えていることが分かる。しかし、理性が平等に備わった能力であるとしても、このことはあらゆる人々が真理に到達可能であることまでをも意味しない。「なぜならば啓蒙とはむしろ、認識能力の使用においては否定的な原則」だからである。したがって、「自ら考えること」は真理に到達するための必要条件であるとしても十分条件ではなく、自ら考えたとしても、誤った認識に到達する可能性は依然として存在している。

このことは、理論哲学と実践哲学のそれぞれにおいて、「常識（普通の人間悟性／普通の人間理性 *gemeiner Verstand / gemeine Vernunft*）」が占める役割の違いからも読み取ることができる⁽⁴⁾。以下に挙げるのは、『プロレゴーメナ』と『人倫の形而上学の基礎づけ』からの引用である。

洞察と学問が衰退してしまうと、それ以前にはそうしたことはないが、常識〔普通の人間悟性〕に訴えるというのは近ごろの巧妙な発明の一つである。[...] このような控訴は大衆(Menge)の判決への訴え以外の何ものでもない。[...] 批判的理性は常識が思弁に迷い込まないように、また思弁だけが問題となっているときには、常識はそれ自身の原則について正当化するすべを知らないのだから、何ごとも決定しようと望まないように常識を抑制するのである。(4, 259)

証明しようと思えばこの場で簡単にできるように、常識〔普通の人間理性〕はその原理〔意志の原理〕を磁石盤のように携えていて、どんな場合が起ころうとも実にうまく、何が善く

て何が悪いのかを、義務に適っているのか義務に反しているのかを、すらすら区別できる。その際、常識はあらためて何かを教えられる必要が少しくなく、ただソクラテスがしたように、自分自身の原理に注意するだけでよい。だから、誠実であり善良であるためには、それどころか更に、知恵深く有徳であるためには、何をしなければならないのか、ということを分かるのに、学問や哲学は要らない。(4,404)

これらの違いはそれぞれの真理観に由来する。シュニーウィンドが指摘するように、カントは理論的真理と道徳的真理とを区別しており、後者は前者と異なって、新たに発見され、更新される類のものではない⁽⁵⁾。道徳法則ないし実践理性は、言わば「啓示」として与えられているのであり、それゆえに、学問や哲学なしに、あらゆる人々が道徳的真理に到達可能なのである。そうであるとすれば、実践的な事柄に関しては、「自ら考えること」だけで十分であると言える。しかし、それとは対照的に、理論的な事柄に関しては各人が「自ら考えること」だけでは不十分であって、カントは専門家と非専門家との間に明確な区別を認めている。例えば、カントは以下のように述べている。

思弁的哲学者は、もっぱら、公衆(Publikum)はその知識をもってはいないが、公衆にとって有益な或る学、すなわち理性の批判の受託者であることには変わりがない。なぜなら、理性の批判はけっして通俗的とはなりえないし、またそうなる必要もないからである。というのは、有益な真理のために織りなされた論拠は民衆(Volke)に理解できないが、それと同様、こうした論拠に対する同じく精緻な論駁をいつか民衆が思いつくということもないからである。(B XXXIV、強調は付加)

これまでの議論をまとめると、啓蒙にせよ自律にせよ、これらは各人の平等な能力を前提としている。ただし、理性といった平等な能力を前提としたとしても、「自ら考えること」が必ずしも真理に確実に到達できることを保証するわけではない。そういうことが許されるのは、実践的な事柄に限定される。とすれば、「自ら考える」という啓蒙は実践的な事柄においてのみ、無条件的に認められることになる。理論的な事柄に関しては、学者や科学者といった特定の専門家が「自ら考える」ことを要求されるにしても、あらゆる人々にそのことが求められるわけではないのである。した

がって、「カントがあらゆることについて啓蒙を主張したのか」という冒頭の問い合わせ、実践的な事柄に関しては、と答えることにしたい。

確かに、カントは「啓蒙とは何か」において、理論的な事柄に関しても啓蒙を主張しているように見える。このこと自体に異論の余地はない。すると、先程の応答は不适当に啓蒙の範囲を制限しているのだろうか。しかし、これには当時の状況が多分に影響しているように思われる。というのは、「啓蒙とは何か」において「言論の自由」が議論の中心を形成していたように、当時の状況は現代と比べてはるかに権威主義的で「自ら考えること」の許されないものであった。そうであるとすれば、「啓蒙とは何か」で触れられている幅広い事柄（宗教や健康、政治のことなど）について、端的に「自ら考えること」が肯定されているのは、理論的帰結というよりも、時代的な必要として理解できる⁽⁶⁾。

それでは、現代の状況はどうであろうか。「自ら考える」という意味での自由は、当時と比べて大幅に認められていると言えるだろう。そうであるとすれば、「自ら考えること」は、カントの時代とは異なる意味を有することになるであろう。というのは、現代における主要な問題は「自らによって考え（られ）ないこと」ではなくになっているからである。むしろ、近年のパターナリズムの議論は、「自ら考える」という既存の枠組みから生じてきた問題への応答として考えられるのである。

1-2. パターナリズムと自由

ジェラルド・ドウォーキンによれば、パターナリズムにも様々な形態がある⁽⁷⁾。しかしながら、本稿ではそれらを網羅的に扱うことはできない。ここで主題的に取り上げるのは、キャス・サンスティーンとリチャード・セイラーによって提唱されたリバタリアン・パターナリズム（以下、LP）である。最初に断つておくと、政府がLPを具体的に使用する際に生じうる諸問題、例えば、LPの誤用や悪用、LPに対する民主主義的な関係をいかにして確保するかといった問題などについては、紙幅の都合上、扱うことができない。

リバタリアン・パターナリズムとは、パターナリズムと言えども、選択の自由を保持している点でリバタリアンであり、リバタリアンと言えども、選択肢の与え方によって、その選択肢の設計者が考える、望ましい帰結に人々の行動を方向づけるという点でパターナリズムである⁽⁸⁾。とはいっても、選択の自由を保持しつつ、人々の選択を方

向づけることは可能なのだろうか。

通常のパートナリズムによる介入では、一つはあるいは制限された選択肢を強制される。LPによる介入は、選択肢の数を制限するのではなく、それら選択肢のなかで、望ましい帰結を導くであろうものが選択されやすいようにする。このことによって、通常のパートナリズムに伴いがちな心理的抵抗の発生を避けながらも、より多くの人々を自らの選択によって望ましい帰結へと導くことができる。

しかしながら、上記の説明に基づけば、LPは本当にパートナリズムなのかという疑いが生じてくる。というのは、この種のパートナリズムは強制を伴わないからである。本稿では、パートナリズムとは何かという概念的問題に立ち入ることはできないが、少なくとも、次のことを指摘することができる。確かに、介入される側から見れば、強制が伴わないのだからパートナリズムと見なす必要はないかもしれない。だが、LPとは選択肢の設計に関わるような人々に対して、いかに設計すべきかを説いている。そして、その設計を主導する、選択する当人に代わって、当人にとって最も望ましいと思われる選択を設計者が考え、それを選ばれやすいようにするという原理はパートナリストティックである。当人の意思とは関わりなく、当人の利益を考えて、それが実現されるようにするというのは、すべてのパートナリズムに共通する考え方である。

このようなLPの考え方の背景には、人間が不完全であり、誤りうるものであるという認識がある。のこと自体については、ほとんどすべての人が同意するだろう。とすれば、(主に)致命的な誤りを防ぐために、パートナリストティックな介入が認められるべき状況が存在すると考えられる。そうであるとすれば、「自ら考えること」や選択の自由とパートナリズムの関係はどのように考えができるだろうか。

選択の自由が尊重されるのは、何が当人にとって望ましい選択であるのかを決定する権威が自らにあるからである。それゆえ、自由な自己決定のみがその選択の正当性を保証する源泉と考えられる。しかし、あらゆる選択が価値や目的を決めるような選択であるわけではない。というのは、選択は目的だけでなく、手段にも関わるからである。そして、その目的実現にあたって、最も有効な手段が何であるかということに関しては、すなわち選択の合理性に関しては、自由な自己決定によって担保することができない⁽⁹⁾。カントにおいて「自ら考えること」の意味が、理論的領域と実践的領域とで異なったように、選択の正当性と合理性を分けて考えれば、自由とパートナリズムは共存可能なのである。

むしろ、共存可能であるばかりか、幸か不幸か、すでに共存しているのである。というのは、LPの意味での選択への介入は、多くの社会的制度などによって、すでに行われているからである。LPという視点は新しく提示されたものであるが、その実践自体はこれまでになされており、自覚的もしくは無自覚的にせよ、すでに受け入れられている。その意味で、これは不可避である。このことに関して、開発経済学者であるエスター・デュフロを引き合いに出しながら、サンスティーンは以下のように述べている。

時間は限られており、〔選択に際して〕幾つかの事柄は複雑か退屈か、あるいはその両方である。もし、明示的もしくは暗黙のうちに、選択を行う権威を他者に委譲することができないとすれば、私たちは今よりはるかに難しい状況に置かれることとなるであろうし、重要な意味で、自律的でなくなってしまうことになるだろう。なぜなら、私たちは自らの先行きを計画する時間がほとんどないことになってしまうだろうからである。自律それ自体は社会的な基盤に依拠しており、私たちは社会の基本的な構成要素の多くのものを当然のものとして考える必要があるのである。そのような基盤なしに、もしからゆる物事に能動的な選択が要求されるのであれば、私たちの自律はすぐさま消えうせてしまうだろう。⁽¹⁰⁾

以上のことまとめよう。LPは「自ら考えること」について、二つの問題を指摘している。一つは、認知能力などの問題から、「自ら考えること」によっても回避し難い問題があること、もう一つは、「自ら考える」ための認知的資源が限られていることである。これらの問題に対応するために、LPは主に手段に関わる選択肢を適切に設計することを提唱する。このような仕方での選択への介入は不可避であり、そうであるのならば、より良く設計すること自体に異議はないであろう。このような取り組みは、自助努力や自己責任で片づけられてしまいがちであった問題の解決にもつながる点で、自律をただ尊重するのとは違う仕方で、人々の生を尊重するものもあると言える⁽¹¹⁾。

これまで、LPが「自ら考えること」や選択の自由と抵触しないことを確認してきた。しかし、LPが依拠する諸前提から、強制を伴うハード・パターナリズムへの移行を理論的に妨げるものはない。何らかの功利主義的な立場から、望ましい帰結とそれを導く選択を一意的に確定することができるのであれば、パターナリズムを実践するうえで

その手法がソフトであるか、ハードであるかといったことはさほど問題とはならない。正しい答えが唯一一つ存在するのであれば、それを導く過程が自由か不自由かということは二次的な問題となるだろう。実際のところ、サンスティーンも「最上の概念は厚生であり、利益がコストを正当化するのであれば、ハードなパータナリズムも選択肢のなかに含まれないわけではない」⁽¹²⁾と述べ、サラ・コンリーによるパータナリズムの議論はこの路線に位置している⁽¹³⁾。このことは同様に、利益がコストを上回るのであれば、目的と手段という区別も必ずしも保持されなければならないことを含意している。

しかし、このことは直ちに、パータナリズムの全面化を意味するわけではない。というのは、コスト・ベネフィット分析や最善の選択の一意的な確定が常に容易にできるわけではなく、また、確定できたとしても、強制的あるいは非強制的な介入による事後的な影響の予測の難しさなど、幾つかの困難な問題が残っているからである。それゆえ、さしあたって、何らかの仕方でのパータナリスティックな介入が認められるのは、一意的に望ましい選択を決定するのが比較的容易であると予想される範囲——本稿で示唆したのは、合理性に関わる範囲——に限定されるのである。

今後必要とされる議論は、個別的な場面において、パータナリズムの実践が可能であるかどうか、またどのようなパータナリズムが最も効果的かということであり、

(1) で議論した「自ら考えること」と同様に、あらゆる事柄についてパータナリズムを一律に適用するという議論ではない。次章では、このようなパータナリズムの考え方がいかなる意味で啓蒙と呼びうるかを検討することにしよう。

2. 啓蒙としてのパータナリズム——もう一つの啓蒙

前章において、「自ら考えること」としての啓蒙が、パータナリズムと必ずしも矛盾しないことを確認した。本章での課題は、そこからさらに進んで、近年のパータナリズムとその擁護論を「現代における啓蒙」として積極的に位置づけることにある。そこで問題となるのが、啓蒙とはいかなる営みであるのか、ということである。

現代における啓蒙の意味を考えるためにあたって、その答えを過去の啓蒙思想の中に求めることはできない。というのは、多くの思想がそうであるように、啓蒙思想も当時の具体的な問題状況に対する応答として生まれてきたものだからである。それにもかかわらず、「啓蒙」を歴史的文脈と具体的問題から切り離し、過去の啓蒙の実現を現

代において求めることは、「お説教」あるいは「決まり文句」ほどの意味しか持つことができないであろう。たしかに、「自ら考える」あるいは「あえて賢くあれ！」というモットーは、その当時においては、現状の欠如を鋭く指摘し、人々にその自覚と実践を促すように機能したであろう。しかし、このことがそのまま現代にも当てはまるわけではない。

それでは、啓蒙とはどのような営みであるのか。これについて、フーコーはカントの啓蒙論を現代性という態度として解釈している。そして、「この態度とはすなわち、一つの〈哲学的エーストス〉であって、それは、私たちの歴史的な存在の絶えざる批判として特徴づけることができる」⁽¹⁴⁾ と述べている。このような批判の営みは、過去の啓蒙の遺産を保持し続けようとしているのではない。批判の対象は、カント自身もそうしたように、私たちの理性そのものが含まれている。この自己批判は、過去の啓蒙さえをも疑い、自己反省を促すものである。

フーコーの意味での批判は、カントのそれとは大きく異なっているように見える。というのは、カントの批判とは、正当な理性使用の限界を見定める作業であり、そこにおいては、普遍的で必然的な制約が取り出されたからである。このことに関して、フーコーはカント哲学に二つの批判的伝統があることを指摘する⁽¹⁵⁾。一つは、前述の普遍的な原理の探求としての「批判」であり、もう一つは、それとは対照的に、偶然的・歴史的に形成されてもいる現在の私たちの存在のあり方を問うという意味での「批判」である。フーコーがカントの啓蒙論を「私たちの歴史的な存在の絶えざる批判」として解釈するのは、この後者の意味である。この批判の働きを以下のように、フーコーは述べている。

批判とは、まさしく限界の分析であり、限界についての反省なのだ。しかし、カントの問題が、認識が超えることを諦めるべき限界とはどのようなものなのかを知ることにあつたとすれば、今日における批判の問題は、積極的な問い合わせと反転されるべきだと、私には思われる。私たちにとって、普遍的、必然的、義務的な所与として与えられているものの間で、単独で、偶然的、そして、ある種の恣意性にゆだねられているものの占める部分とはどのようなものなのか、と問うべきなのだ。要するに、必然的な制限のかたちで行使される批判を、可能な限り乗り越えのかたちで行使される実践的批判へと、変えることが問題なのだ。⁽¹⁶⁾（強調は付加）

ここにおいて、フーコーは自らの「考古学」と「系譜学」という営みを「批判」と結びつける。杉田敦は、フーコーにおける「考古学」と「系譜学」それぞれが有する意味について、以下のように簡潔に述べている。

彼〔フーコー〕によれば、「考古学」とは、われわれの思考が何によって想定されているかを発掘する作業であった。そして、「系譜学」とは、そのようにわれわれをわれわれたらしめている歴史的条件（「偶有性」）からわれわれの「可能性」を切り離すことによって、われわれを自由にするものなのである。もちろん、われわれの自由には限界がある。自由について空虚な夢を見てはならず、同時代の現実をしっかりとふまえる必要がある。しかしその上でわれわれは、その現実のどこを変えられるか検討することができると言うのである。⁽¹⁷⁾

既に述べたように、現代における主要な問題は、自ら考えても生じる問題やあらゆることについて自らだけで考えきることができないということに移っている。理想的な強い人間像を掲げるのではなく、現実に即した人間像を具体的に彫琢していく必要があるのである。そのように考えると、近年のパターナリズムとその擁護論は、人間の必然的な権利として考えられてきた自由を批判の対象とし、それをただ自由であるからという理由だけで保持し続けようとするこの問題を指摘した点で、方法的には必ずしも考古学的・系譜学的ではないとしても、フーコー的な意味での「現代における啓蒙」と目的を共有している。たしかに、パターナリズムは私たちの自由を制限する仕方で働くかもしれないが、それは同時に、自己責任という仕方で押し付けられた問題から私たちを自由にする可能性を有してもらっているのである。現代におけるパターナリズムとその擁護論は、これらの問題に応答する一つの試みなのである。

結論

本稿では、カントの啓蒙の理念とは一見対立する、現代におけるパターナリズム再考の動向を、啓蒙として位置づけることを試みた。この試みは、まず「自ら考えること」の範囲を問い合わせ、次に「自ら考えること」によって生じる問題とその対策について論じ、最後に、その対策としてのパターナリズムとその擁護論が、フーコー的な意味での啓蒙として意味づけうることを確認した。現代においては、「自ら考えること」

の意味が改めて問い合わせられているのだと言える。そして、当然のこととして受け入れられてきた「選択の自由」を保持するためには、何に関する選択の自由を持ち続けていいのか、その選択について考えるよう現代のパターナリズムは促しているのである。以上のことを踏まえると、近年の状況は二つの意味で啓蒙的であると答えることができるだろう。第一に、人間の認知や行動に関する新しい知識の普及としての意味で、第二に、近代を特徴づける、絶えざる自己批判という意味で、である。それゆえ、「現代は反啓蒙の時代か」という問い合わせに対しては、カントの時と同様に、「そうではない。しかしそそらく啓蒙の時代に生きているだろう」(8, 40.)と答えることができるだろう。

もちろん、筆者はこのような意味での啓蒙だけが、現代における啓蒙の候補などと主張するつもりは毛頭ない。「近代の啓蒙」を現代においても継続すべき未完のプロジェクトとして捉え、それを実現するものとして、討議倫理という普遍的原理を掲げるハーバマスのような「批判」も存在する⁽¹⁸⁾。正当性の源泉を単数の理性ではなく、複数の理性へと移すこの試みは一つの有望な流れであることは確かである。それゆえ、啓蒙に対するフーコーとハーバマス両者の異同をより明確にするべく比較を行えば、より充実した啓蒙論を展開することが期待できたが、本稿の主題と関心からして、そこまで立ち入ることはできなかつた⁽¹⁹⁾。また、啓蒙の解釈にあたって、フーコーによるカント啓蒙論の解釈を参照したが、本稿でのパターナリズムに対する議論とフーコー哲学全体とが整合的でありうるのか、ということまで考察を進めることができなかつた。これらについては、稿を改めて検討することにしたい。

最後に、わざわざ、このような作業を行った理由について触れておくことにしたい。それはパターナリズムを肯定する議論に対する反応が、自由か反自由かという、フーコーの言葉を借りれば「単純で権威的な二者択一の形式」⁽²⁰⁾になりがちであり、生産的な議論が阻害されているように思われたからである。本稿で既述のとおり、ある程度のパターナリズムが不可避であり、かつ有用であるとすれば、議論されるべきことはそれを受け入れるか受け入れないかという点よりも、それをいかにして用いていくべきかという点により重点が置かれるべきであろう。本稿がそのような議論を促す一つの契機となれば、本稿の意義もその点に認めることができるだろう。

註

- (1) 人間の認知におけるバイアスや自制の問題、認知に対する社会的影響力などについては、次のものを参照のこと。Richard H. Thaler and Cass R. Sunstein. 2008. *Nudge: Improving Decisions About Health, Wealth, and Happiness*. New Haven & London: Yale University Press.
- (2) 例えば、上掲書では、貯蓄や医療に関わる問題などが論じられている。
- (3) カントの著作からの引用および参照については、アカデミー版カント全集の巻、該当箇所の順にアラビア数字で本文に記載する。邦訳は岩波出版の『カント全集』を参照したが、必要に応じて訳文を変更した箇所もある。原文中の強調は再現しない。筆者による引用文への強調の付加は、そのつど示す。
- (4) カントにおける「常識」に関する研究としては、次のものを参照。竹山重光『満足する理性——カント実践哲学への感情論的アプローチ——』、平成17~20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)、課題番号:17520024、2009年、51-59頁、宮村悠介「(実践理性批判)の理念の成立—学と常識のはざまで—」、日本倫理学会編『倫理学年報』(58)、2009年。
- (5) Jerom B. Schneewind. 1998. *The Invention of Autonomy: A History of modern moral philosophy*. Cambridge: Cambridge University Press. pp. 533-548.
- (6) 「啓蒙とは何か」が『ベルリン月報』という一般誌に掲載された、時事的性格を帯びた論文であることも併せて想起されたい。
- (7) Gerald Dworkin. 2014. Paternalism The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Summer 2014 Edition). Edward N. Zalta (ed.). <http://plato.stanford.edu/archives/sum2014/entries/paternalism/>
- (8) Cass. R. Sunstein and Richard. H. Thaler. 2003. "Libertarian Paternalism Is Not an Oxymoron" In *Public Law and Legal Theory Working Paper* No.43. pp. 3-4.
- (9) Cass R. Sunstein. 2014. *Why Nudge?: The Politics of Libertarian Paternalism*. New Haven & London: Yale University Press. pp. 19-20.
- (10) Sunstein. op. cit. p. 131.
- (11) Sarah Conly. 2013. *Against Autonomy: Justifying Coercive Paternalism*. Cambridge: Cambridge University Press. pp. 1-2.
- (12) Sunstein. op. cit. p. 142.
- (13) Conly. *supra*. コンリーの議論は明瞭だが、問題の性質によってはハード・パターナリズムに固執する必要はないようと思われる。リバタリアン・パターナリズムは単なる現実との妥協案であるだけでなく、それ自体一つの効果的な規制の方法としても機能する。これについて

は、瀬戸山晃一「法的パターナリズム論の新展開（1）—リバタリアン・パターナリズム論の含意と法規制—」『阪大法学』第60巻第4号、大阪大学法学会、2010年、を参照。

- (14) ミシェル・フーコー「啓蒙とは何か」（石田英敬訳）『フーコー・コレクション6 生政治・統治』（小林康夫・石田英敬・松浦寿輝編）、ちくま学芸文庫、2006年、380頁。
- (15) Michel Foucault. 1986. "Kant on Enlightenment and revolution" Colin Gordon (trans.). In *Economy and Society* vol. 15 (1). pp. 95-96.
- (16) フーコー、前掲書、385頁。
- (17) 杉田敦「啓蒙と批判——カント・フーコー・ハーバーマスについての断章」『法学志林』第93巻第3号、法政大学法学志林協会、1996年、36頁。
- (18) ユルゲン・ハーバーマス『近代 未完のプロジェクト』（三島憲一編訳）、岩波現代文庫、2000年、22-23頁。
- (19) フーコーとハーバーマスとの啓蒙論を比較した邦語研究としては、次のものを参照。山脇直司「啓蒙理解のゆくえ：フーコーとハーバーマス、社会哲学の変容」『思想』(855)、岩波書店、1995年と杉田、前掲論文が挙げられる。
- (20) フーコー、前掲書、381頁。

(本学人文学研究科博士後期課程)